

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

「ぬくもりの里・浄法寺」構想
ふるさと再生介護予防プロジェクト

2. 地域再生計画の作成主体の名称

岩手県二戸郡浄法寺町

3. 地域再生計画の区域

岩手県二戸郡浄法寺町の全域

4. 地域再生計画の目標

(1) 浄法寺町の現状

本町の人口は昭和 35 年当時 9,103 人だった人口が年々減少し、平成 12 年には 5,424 人となり、昭和 50 年から平成 12 年までの 25 年間に、2,164 人(28.5%) 減少している。人口減少の要因としては、出生率の低下と、15 歳から 29 歳の若年者年齢人口の減少率が高い。このことは地元での就労の場が少ないことを示しており、町外に職を求め流出していることは見逃し得ない事実である。これは、本町の産業構造が農業をはじめとした第 1 次産業が中心であるため、雇用吸収力が低いことにも起因しているものと考えられる。

人口構成をみると、高齢者比率が平成 2 年 18.2%から平成 12 年には 28.6% と 10.4 ポイント高くなり、逆に若年者比率は平成 2 年 12.5%が平成 12 年に 11.1%と 1.4 ポイント低く、本格的な高齢化社会への移行を示している。したがって、老人世帯が増え、核家族化が進んでいる。

また、全国的な時代の潮流がもたらす課題ではあるが、本町では、過疎、超高齢化、少子化という大きな課題に加え、基幹産業である農林業の長期低迷という課題をも抱えているのが現状である。

(2) 浄法寺町の課題

本町における 65 歳以上の高齢者は平成 15 年 10 月現在 1,688 人で、高齢化率は 30.8%と県平均(23.4%)を上回っており、高齢化が進行している。今後も出生数減、平均寿命の伸長とともに高齢化社会がかなりのスピードで進むことが予想されるとともに、核家族化の進行等により老人世帯や一人暮らし老人、寝たきり老人など援護を必要とする老人が年々増加の傾向にある。

一方、老人福祉施設の状況は、特別養護老人ホーム「浄心園」(社会福祉法人

設置・50人収容)があり、在宅介護が受けられない老人が入所利用しているが、待機者が常におり飽和状態にある。また、町立老人福祉センターがあり、老人の各種相談事業・学習やレクリエーション等いきがい対策の施設として利用され、ほほえみセンター(デイサービスセンター・保健センター・介護支援センター併設)では、隣接する国民健康保険診療所とともに保険・医療・福祉とが連携した地域ケアを実践しているものの十分な対応が取られているとは言い難い。

今後は、既存の老人福祉施設の機能をより積極的に活用するとともに、需要に応じ新たな施設の設置についても検討する必要がある。また、在宅介護については、介護保険法の要介護認定により「自立」と判定された老人等の介護予防や生活支援のため、生活支援型のホームヘルパー派遣やデイサービス事業等を今後さらに充実する必要がある。

(3) 本計画により実施する取り組みの目標

3つの基本目標を設定したまちづくりの推進

浄法寺町総合発展計画「うるわしのジャパン共和国・浄法寺 - 微笑みの町」構想では、地域活性化とともに地域の自立促進を図っていくためには、これまでの過疎地域活性化対策の成果を踏まえつつ、これからの少子高齢化など社会情勢の変化や生活意識の多様化などに対応した、生産面、生活面での整備を図るとともに、豊かな住みよいまちをめざし、美しい自然や地域特性を生かした個性豊かで活力ある地域づくりに取り組んでいくことが重要であるとしている。

このため、本町では地域の自立促進を図るための基本目標を次のとおり設定し、生産、生活、自然との調和を図りながら地域活性化のための諸施策を計画的に推進するものであり、施策の推進にあたっては、住民が自ら主体的に地域の活性化について考え、行動できる環境づくりに配慮し、住民意向の反映と地域活性化に対する住民意識の高揚が図られるように努めることとしている。

ア 地域特性を生かした産業の振興による雇用の増大

イ 美しく住みよい暮らしのできる生活関連施設整備の推進

ウ 自立した個性ある地域づくりの推進

こうした施策の推進は、「人間と自然がとけあったまち、住む人々が健康で、豊かで、生きがいと創造力にみちた生活を営めるまち」を目指すものであるが、特に県平均より高い比率で高齢化が進んでいることから、「美しく住みよい暮らしのできる生活関連施設整備の推進」の中で、高齢者に対する保健医療と福祉サービスの充実を図り、「高齢者が自立して、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を進めることは喫緊の優先課題である。また、当該事業の推進が、「地域特性を生かした産業の振興による雇用の増大」と「自立した個性ある地域づくりの推進」にもつながるものとなるような事業展開が不可欠であることはもちろんであり、本地域再生計画「ぬくもり里・浄法寺」構想 ふるさ

と再生介護予防プロジェクト は以上の観点から策定したものである。

本構想が目指すものは、高齢化率の上昇とそれに伴う福祉ニーズの増加という現状にあって、高齢者が心身ともに健康で、生きがいを持ち、自立した人生を送ることができるように環境を整備し支援していくことであり、あわせて就業・雇用の場の不足からくる若年者の町外への流失を抑制することにある。

具体的には民間事業者の資金とノウハウの導入を前提とした廃校校舎の福祉施設転用及び関連事業の実施によって以下の目標達成を目指すものである。

地域の特性を活かした利用者本位の介護サービス計画（ケア・プラン）等の提供により、要介護認定申請数の減少や介護度の低下等を目指す。

参考数値・・・介護保険要介護認定申請者数 346人（平成15年度）

・・・介護保険要介護認定者数 287人（平成15年度）

目標値・・・介護保険要介護認定申請者数 高齢化率増加の中での現状維持

・・・介護保険要介護認定者数 高齢化率増加の中での各介護度出現率の現状維持

新しく介護保険施設を整備することにより、介護保険施設入所希望者（施設待機者）の解消を目指す。

参考数値・・・介護保険施設入所希望者（施設待機者）数 33人
（平成15年度）

目標値・・・介護保険施設入所希望者（施設待機者）の段階的解消

民間事業者等による新規事業の展開機会の拡大により、地域に新たな雇用の創出を目指す。

参考数値・・・人口 5,353人（平成17年4月1日）

目標値・・・1施設3事業 15人

「高齢者が安心していきいきと社会参加ができる環境整備」の推進により、都市との交流、定住人口の増を目指す。

参考数値・・・在京ふるさと浄法寺会会員700人ほか

目標値・・・定住人口の増 100人

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

浄法寺町総合発展計画が将来像として描く「人間と自然がとけあったまち、住む人のすべてが、健康で、豊かで、生きがいと、創造性にみちた生活が営めるまち」づくりを基本理念とした保健・福祉の総合的な計画書「ぬくもりのまち浄法寺町21」に基づいた下記事業を推進する。

地域生活支援（地域ケア）体制の整備

介護予防と生活支援の推進

生きがいと健康づくり
高齢者の積極的な社会参加
介護サービスの基盤整備
介護サービスの質的向上
認知症高齢者対策の推進

支援措置による事業としては、6 小学校の統合により廃校となった旧太田小学校の転用を可能にした上で新たに福祉施設を整備し、上記事業のうち「介護サービスの基盤整備」「介護サービスの質的向上」「認知症高齢者対策の推進」のための下記事業を実施する。

ア 通所介護事業（デイサービス）

イ 認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム）

ウ 居宅介護支援事業

なお、町では民間資金及びノウハウを導入することによって社会的・経済的効果をも目指すことから、廃校校舎を民間事業者は無償貸与するとともに、当町から貸与を受けた民間事業者は、地域貢献事業として学校施設を福祉施設に転用するための必要な改修を行い、民間事業者の職員や当町の地域住民を中心とした雇用者を採用し事業運営を担うものである。

また、町としての支援及び関連事業として下記事業をあわせて実施し、民間事業者・地域住民との連携・協同を進めるとともに「地域生活支援（地域ケア）体制の整備」「介護予防と生活支援」「生きがいと健康づくり」「高齢者の積極的な社会参加」の実現を図るものである。

ひとり暮らし高齢者に対する食の自立支援サービスなど、在宅生活を支えるサービス提供事業

健康増進や世代間交流などの事業を行っている老人クラブ活動支援など、生活の質を高め暮らしやすい環境づくり事業

訪問による日常生活の支援・指導、要介護状態にならないためのトレーニングなど、介護予防体制の整備事業

支援を必要とする介護家庭に紙おむつや清拭剤等を購入するなど、家族介護者を支援する事業

5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の番号及び名称

【番号】A 0 8 0 1

【名称】補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

(2) 事業の概要

今回の支援措置によって、6 小学校の統合により廃校となった旧太田小学校

の転用を可能にし、新たに福祉施設を整備することで、社会的、経済的な環境を整備することは勿論のこと、高齢者の福祉サービスの向上を目指すことは、各計画を具現化することになる。

具体的には、18年度より制度化される介護予防制度を見据え、パワーリハビリ等を導入し、利用者とその家族はもとより、広く地域住民に対し、介護予防や機能低下防止対策のキーステーションとなるよう、充実した質の高いサービス（機能回復、自立回復、介護軽減の効果）の提供を図る。地域住民の健康寿命のアップを図り安心して暮らせるサービス（基礎的な体力、防衛体力の維持増進）の提供を図る。地域密着型サービス（身近な地域で通い、泊まり、居住等の組み合わせサービス）の提供により在宅サービスの充実に努める。

体育館やグラウンド等を有効利用（リハビリ、軽スポーツ、家庭菜園）して他の地域・福祉施設とは一味違う高齢者施設の整備を目指すものである。

なお、福祉事業を立ち上げるにあたり、町では廃校校舎を民間事業者は無償貸与して有効活用を図るとともに、施設の転用に係る改修工事及び運営は民間活力の導入を前提として推進するとの方針から、当町から貸与を受けた民間事業者は、地域貢献事業として学校施設を福祉施設に転用するために必要な改修を行い、民間事業者の職員や当町の地域住民を中心とした雇用者を採用し事業運営を担うこととした。

このような民間活力の導入による廃校校舎を活用した福祉事業の展開は、町が抱える就業・雇用の場の不足からくる若年者の町外への流失、高年齢者の増加と、それに伴う福祉ニーズの増加という課題に対して、福祉分野での雇用増（15から18名を予定）と多様なサービスの提供によって高齢者の健康を増進し要介護者の減少を期待することができるものである。

以上の事業及び役割を担う民間事業者として、青森県、岩手県、宮城県を中心に保健・福祉・医療を総合的に事業展開している東北医療福祉事業協同組合の一員である（株）サンメディックスを想定しているが、その理由としては、

福祉事業の目的や理念を明確に持った事業者であること 地域社会の福祉に貢献したいとして自発的な参入を希望したものであり、積極的かつ民間のノウハウを活かした効率的な事業運営が期待できること 有為な人材の雇用が創出されること 東北医療福祉事業協同組合の一員でありバックアップ体制も整っていることなどであり、さらに、これまでの実績から同社による事業運営が適当であるとの結論を得たものである。

[事業内容]

ア 通所介護事業（デイサービス）

在宅の要介護者等を対象に（送迎有）入浴、食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常生活の世話と機能訓

練を提供する。

サービスは、利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減を目的とし、施設で作成する機能訓練等の目標やサービス内容を定めた通所介護計画に基づいて行う。特に認知症高齢者については、その特性に応じたサービスの提供を行う。

イ 認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム）1ユニット

認知症高齢者グループホームにおいて、比較的安定状態にある認知症の要介護者を対象に、共同生活の中で入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話や機能訓練の提供をする。入居にあたっては運営事業者が、入居申込者が認知症状態にあることを主治医の診断書等で確認する。サービスは、利用者への援助の目標や具体的サービス内容を定めた認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者がそれぞれ役割を持って、家庭的な環境で日常生活を送ることができるよう配慮する。

ウ 居宅介護支援事業

在宅の要介護者等が介護保険の在宅サービスやその他のサービス等を適切に利用できるように、要介護者等の依頼により居宅サービス計画の作成、サービス事業者との連絡調整や介護保健施設への紹介等をする。

（3）支援措置の適用要件

廃校校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること。

浄法寺町が本計画を地域再生計画として、内閣総理大臣に認定申請する。

太田小学校廃校年月日 / 平成17年 3月31日

設置主体 / 浄法寺町

根拠条例 / 浄法寺町立小中学校設置条例（昭和48年条例第6号）

廃校校舎等を利用して実施される事業が、「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること。

（民間事業者に対して廃校校舎等を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業であること。）

高齢者が自立し、住み慣れた地域で安心して暮らせる町づくりを推進するため、廃校校舎を利用し、質の高い高齢者福祉サービスの拠点施設として整備する。この事業を実施することにより、高齢者福祉サービスは勿論のこと、雇用の確保と隣接する他の施設との人的・物的交流が図られることが期待される。

福祉に携わるサービス業者の参入は、地域住民の願いである高齢者福祉の質の向上を期待させるものであり、本事業に係る協力支援策として、介護予防関連の保険対象外の町単独事業等を介護予防委託事業として委託する計画

である。また、各事業には医師を必要とする事業もあることから町直営の浄法寺町国民健康保険診療所の医師を嘱託医として人的な協力支援をする。町で唯一の医療機関の医師が携わることにより、住民にとっては安心感を持って利用することができる。保健分野でも、ほほえみセンター（保健センター）で実施している転倒予防教室等と本事業で計画している高齢者筋肉トレーニング事業のタイアップにより健康の維持と病後の回復を早め、寝たきり予防・健康寿命のアップを図るという健康づくりの面からの支援も想定される。

また、町内の福祉施設は、特別養護老人ホーム（50床）が1施設あるのみで施設利用待機者から施設増の要望が多く寄せられているが、昨今の社会経済情勢から町が新たに施設を整備することは困難である。したがって、有効活用のできる廃校校舎について民間活力を導入し福祉施策の充実を図ることは、地域活性化のシンボルとなるばかりではなく、自主的・自立的で持続可能な地域形成の端緒となるものであり、ひいては地域再生に資するものである。

地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、廃校校舎等の利用が必要であること。

前述したように町内には、特別養護老人ホーム「浄心園」（社会福祉法人設置・50人収容）、町立老人福祉センター、ほほえみセンター（デイサービスセンター・保健センター・介護支援センター併設）の老人福祉施設があるが、ゆとりのあるデイサービス施設や認知症の高齢者施設整備などサービス内容の一層の向上が求められている。

しかし、逼迫した財政状況の中で新たな施設を町で整備、運営することは困難であり、民間活力を念頭に置いた既存施設の利活用が不可欠である。

以上の基本的観点から、以下の条件を備えた旧太田小学校の活用が最適であると考え、当該校舎を福祉施設として有効活用するものである。

- 1) 旧太田小学校の学区民の意向として、跡地利用に福祉施設としての活用が要望されており、地域と一体となった施策の実施が期待されること。
- 2) 廃校校舎の中で最も新しい施設であり、転用が容易と考えられること。
- 3) 浄法寺町の農村資源を活用した都市との交流を推進するとともに、町民の保健休養と町の活性化を図るために設置された浄法寺町稲庭交流センター「天台の湯」や恵まれた自然が至近距離に位置しており、複合的な施策の展開が期待できること。
- 4) 他の廃校校舎にはない広さの校庭を保有しており、リハビリ、軽スポーツ、家庭菜園などへ有効利用できること。
4. 同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等は無償貸与すること。

本町は、(株)サンメディックスに対し、廃校となった旧太田小学校を無償貸与する。

なお、その際、関係法令の規定に反しないように実施する。

5 - 3 その他の事業

(1) 支援措置を活用する事業

支援措置の番号及び名称

【番号】C0401

【名称】公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除

当該支援措置を受けようとする者

岩手県二戸郡浄法寺町

繰上償還を不要とする地方債の資金区分等

【借入資金名】簡易生命保険資金

【借入先】日本郵政公社

【借入対象施設名】太田小学校屋内体育館

【借入金額】32,000,000円

【借入年月日】平成4年5月20日

【償還方法等】3年据置、半年賦元利均等償還、年利率5.500%

【償還期限】平成4年9月30日～平成24年3月31日

【未償還残高】16,785,604円(平成17年度当初現在)

事業の概要

6 小学校の統合により廃校となった旧太田小学校の転用を可能にし、新たに福祉施設を整備することで、社会的、経済的な環境を整備することは勿論のこと、高齢者の福祉サービスの向上を目指す。

なお、福祉事業を立ち上げるにあたり、町では廃校校舎を民間事業者は無償貸与して有効活用を図るとともに、施設の転用に係る改修工事及び運営は民間活力の導入を前提として推進するとの方針から、当町から貸与を受けた民間事業者は、地域貢献事業として学校施設を福祉施設に転用するために必要な改修を行い、民間事業者の職員や当町の地域住民を中心とした雇用者を採用し事業運営を担うこととした。

このような民間活力の導入による廃校校舎を活用した福祉事業の展開は、町が抱える 就業・雇用の場の不足からくる若年者の町外への流失、高年齢者の増加と、それに伴う福祉ニーズの増加という課題に対して、福祉分野での雇用増(15から18名を予定)と多様なサービスの提供によって高齢者の健康を増進し要介護者の減少を期待することができるものである。

転用施設での実施を予定している具体的な事業内容は、以下のとおりである。

ア 通所介護事業（デイサービス）

在宅の要介護者等を対象に（送迎有）入浴、食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常生活の世話と機能訓練を提供する。

サービスは、利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減を目的とし、施設で作成する機能訓練等の目標やサービス内容を定めた通所介護計画に基づいて行う。特に認知症高齢者については、その特性に応じたサービスの提供を行う。

イ 認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム）1ユニット

認知症高齢者グループホームにおいて、比較的安定状態にある認知症の要介護者を対象に、共同生活の中で入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話や機能訓練の提供をする。入居にあたっては運営事業者が、入居申込者が認知症状態にあることを主治医の診断書等で確認する。サービスは、利用者への援助の目標や具体的サービス内容を定めた認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者がそれぞれ役割を持って、家庭的な環境で日常生活を送ることができるよう配慮する。

ウ 居宅介護支援事業

在宅の要介護者等が介護保険の在宅サービスやその他のサービス等を適切に利用できるように、要介護者等の依頼により居宅サービス計画の作成、サービス事業者との連絡調整や介護保健施設への紹介等をする。

同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与すること。

本町は、（株）サンメディックスに対し、廃校となった旧太田小学校を無償貸与する。

支援措置に係る必要な手続き

貸し手である日本郵政公社に対して「取得財産処分等承認申請書」を提出する。

（２）その他の事業

在宅生活を支えるサービス提供事業

ひとり暮らし高齢者に対する食の自立支援サービスや緊急時の通報装置の設置とともに、一般交通機関を利用が困難な要援護高齢者などに対して居宅と医療機関等との送迎を行うなどする。

生活の質を高め暮らしやすい環境づくりの推進

元気な高齢者を支援するために、健康増進や世代間交流などの事業を行っている老人クラブ活動を支援するとともに、サービス情報の提供や24時間体制の相談窓口事業などを実施する。

介護予防体制の整備

訪問による日常生活の支援・指導、要介護状態にならないためのトレーニング、社会適応が困難な高齢者に対する短期宿泊による生活指導と体調調整、ひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者に対するデイサービス等による介護予防に努める。

家族介護者を支援する事業の推進

家族介護者や援護者に対して、介護に関する知識と技術の習得講座を開いたり交流事業を開催して心身のリフレッシュを図るとともに、支援を必要とする介護家庭に紙おむつや清拭剤等を購入するための支援を行う。

6 計画期間

認定の日から平成27年3月末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

- (1) 各種福祉関連サービス事業や福祉施設について、「ふれあいのまちづくり推進委員会」のメンバーの方々から、サービスが必要か、サービス内容は適切か、サービスが効果的・効率的に行われているか、利用者の満足度はどうか等について、事業ごと、事業主体ごと、施設ごとに実績を評価して、事業の継続、廃止、改善等の指導を行い高齢者福祉の質の向上と施設運営の改善要請を毎年行う。
- (2) 新たに各種福祉関連サービスを開始する場合には、事業の特性に応じてその事業者がどのような姿勢を持ち、どのように取り組もうとしているかについて十分に検討しメンバーの意見を踏まえて決定する。
- (3) 福祉施策を推進するためには、住民の要望を聞き入れるだけでなく、様々な福祉施策の情報を提供しながら、その施策に対する評価を確認しながら施策の決定をする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし